【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百七十九条　削除

（改正前）

第百七十九条　証券取引委員会は、大蔵大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

②　証券取引委員会は、大蔵大臣を経由して、国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百七十九条　証券取引委員会は、大蔵大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

②　証券取引委員会は、大蔵大臣を経由して、国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。